

令和 8 年第 3 回大台町議会定例会

提出議案概要



令和 8 年 9 月

報告第 6号 令和7年度健全化判断比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

【内容】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの会計も黒字であることから算定されず、数値としてはない。

実質公債費比率は7.4%、将来負担比率はマイナス（充当可能財源等が将来負担額を上回る）となるため「—」で標記している。

4指標ともに早期健全化基準内である。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.97)	— (19.97)	7.4 (25.0)	— (350.0)

※（ ）内は早期健全化基準の数値

報告第 7号 令和7年度資金不足比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

【内容】

水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、いずれの会計も資金剰余の状態のため、資金不足比率は算定されず、数値としてはなく、いずれの会計も経営健全化基準内である。

会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	— (20.00)
生活排水処理事業会計	— (20.00)

※（ ）内は経営健全化基準の数値

報告第 8 号 株式会社フォレストファ이터ーズの経営状況について
報告第 9 号 株式会社エム・エス・ピーの経営状況について
報告第 10 号 株式会社宮川物産の経営状況について
報告第 11 号 株式会社宮川観光振興公社の経営状況について
報告第 12 号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について
報告第 13 号 株式会社奥伊勢ハイウェイパークの経営状況について

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第三セクターの経営状況を報告します。

【内容】

別冊「出資法人経営状況報告書」をご参照ください。

報告第 14 号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について

【理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の事務に関する点検評価報告を行うもの。

【内容】

教育委員会が令和 7 年度に実施した施策等（事務・事業）の点検・評価を行い、報告書を作成し議会へ提出するとともに、公表します。

詳しくは、別冊「令和 7 年度 教育委員会の事務に関する点検評価報告書」をご参照ください。

報告第 15 号 専決処分の報告について（和解について）

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1 件 100 万円以下の法律上の義務に属する和解）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和 8 年 4 月 15 日、午前 8 時 30 分頃、大台町神滝地内の旧第 5 保育所において、相手方車両が敷地内に侵入した際、施設の屋根に接触し設備を破損させた。

過失割合は相手方が 10 割とし、損害賠償金 187,000 円を相手方が大台町に対し支払うことで和解した。

報告第 16 号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1 件 100 万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和 8 年 5 月 27 日午後 3 時 00 分頃、三瀬谷小学校駐車場において、バリカー（車止め）の蓋が反転した状態になっており、進入した相手方の車両の右前輪がこれを踏んだため、タイヤがパンクした。

これは、駐車場の管理不備により発生した事案であることから、双方協議の結果、大台町の過失割合を 10 割とし、損害賠償金 26,000 円を相手方に支払うことで和解した。

報告第 17 号 専決処分の報告について
(本庁舎ZEB化改修工事請負契約の変更について)

【理由】

令和 8 年 8 月 3 日付けで締結した変更請負契約については、契約金額の増額が当初契約の 5 %を超えず、その金額が 5 0 0 万円以内であったことから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決事項として変更契約を行ったため、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【契約の概要】

工 事 名：一般単独事業 本庁舎 Z E B 化改修工事
入 札 日：令和 8 年 3 月 1 6 日（一般競争入札）
議 決 日：令和 8 年 3 月 2 5 日
相 手 方：三重シンリョー設備株式会社（三重県津市）
工事期限：令和 8 年 1 1 月 3 0 日

・工事期限の変更

変 更 前 令和 8 年 1 1 月 3 0 日
変 更 後 令和 8 年 1 2 月 2 5 日

・契約額の変更

変 更 前 2 0 6 , 1 4 0 , 0 0 0 円
増 減 2 , 4 9 3 , 7 0 0 円
変 更 後 2 0 8 , 6 3 3 , 7 0 0 円

【変更の理由】

昨今の中東情勢に起因する機器納期の遅延に加え、近年の厳しい猛暑による職員及び来庁者の熱中症リスク等の影響を鑑み、安全管理の徹底及び利用者への影響軽減を図るため、夏季の高温期を避け、影響の少ない時期へと施工期間を延長するもの。

認定第	1号	令和7年度大台町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第	2号	令和7年度大台町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	3号	令和7年度大台町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	4号	令和7年度大台町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	5号	令和7年度大台町水道事業会計決算認定について
認定第	6号	令和7年度大台町生活排水処理事業会計決算認定について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度大台町一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めもの。

併せて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度大台町水道事業会計、及び令和7年度大台町生活排水処理事業会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求める。

【内容】

別冊「令和7年度決算の概要説明書」をご参照ください。

議案第 49 号 大台町町道路線の廃止について（町道駅南 1 号線）

【理由】

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、大台町町道路線を下記のとおり廃止したいので、議会の議決を求めるもの。

【廃止する路線】

路線名	起点	終点	重要な経過地
町道駅南 1 号線	大台町栃原字宮野東出 1451 番地先	大台町栃原字宮野東出 1447 番地先	

議案第 5 0 号 財産の無償譲渡について

【理由】

令和 8 年度において、既に区の承諾を得て公の施設としての位置づけを廃止した下記の施設において、当該施設の管理者である区（認可地縁団体）に対して無償譲渡を行いたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

➤ 財産の表示

熊内集会所

所 在 地 三重県多気郡大台町熊内字上切 2 0 8 番地 1、2 0 9 番地 1

構 造 木造かわらぶき平家建

延床面積 8 2 . 8 1 m²

➤ 相手先

三重県多気郡大台町熊内

熊内区

議案第 5 1 号 領内橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

【契約の概要】

工 事 名：道路メンテナンス事業 領内橋橋梁修繕工事
入 札 日：令和 8 年 8 月 7 日（一般競争入札）
契 約 額：5 6, 3 8 6, 0 0 0 円
相 手 方：株式会社三栄建設
工 期：契約の日から令和 9 年 3 月 2 5 日

【工事の概要】

- ・ 上部工塗装塗替 $A = 990 \text{ m}^2$
- ・ 橋面塗装 $A = 140 \text{ m}^2$
- ・ ガードレール撤去設置 $L = 102 \text{ m}$
- ・ 仮設工（足場設置） 1. 0 式

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年大台町条例第 4 6 号）第 2 条において、「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

議案第 5 2 号 大台町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

【制定理由】

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し、必要な事項を定めるもの。

【主な内容】

➤ 対象者と要件

町長等の町に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合を対象とする。

➤ 損害賠償責任の免除（本人負担額の上限）

損害賠償額から、職責等の区分に応じた基準給与年額に、一定の数に乗じて得た額を控除して得た額を免除する

・町長 6

・副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

・農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

・その他の町職員 1

➤ 適用区分及び経過措置

・施行日以後の行為に基づく損害賠償責任に適用。

・令和 8 年 9 月 2 3 日までの間における所要の経過措置を設ける。

【施行期日】

公布の日

議案第 5 3 号 大台町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

【改正理由】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 4 3 9 号）等が公布されたことから、家庭的保育事業等における児童対象性暴力等の防止等について、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

家庭的保育事業者等に対し、子どもへの性暴力を防ぐための体制整備として、以下の措置を講じることが義務付けられる。

- 対象事業者
 - ・ 家庭的保育事業者等
- 目的
 - ・ 利用乳幼児に対する「児童対象性暴力等」の防止
 - ・ 児童対象性暴力等が行われた場合の利用乳幼児の適切な保護
- 講じなければならない措置
 - ・ 犯罪事実確認の実施
 - ・ その他、児童対象性暴力等を防止・対応するために必要な措置
- 対象となる従事者（児童等対象業務従事者）
 - ・ 利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、「支配性」「継続性」「閉鎖性」のある環境下で乳幼児に接する者

※「児童対象性暴力等」とは、具体的には、子どもに対して行われる、次のような行為が該当します。

- ・ 児童等との性交等
- ・ わいせつな行為
- ・ 児童買春やポルノに関わる行為、性的姿態の撮影
- ・ 衣服の上からや直接の身体接触、盗撮など
- ・ 性的羞恥心を害する言動であって、児童等の心身に有害な影響を与えるもの

【施行期日】

令和 8 年 1 2 月 2 5 日

議案第54号 大台町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第439号）等が公布されたことから、乳児等通園支援事業における児童対象性暴力等の防止等について、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

乳児等通園支援事業者に対し、子どもへの性暴力を防ぐための体制整備として、以下の措置を講じることが義務付けられる。

- 対象事業者
 - ・ 乳児等通園支援事業を行う事業者
- 目的
 - ・ 利用乳幼児に対する「児童対象性暴力等」の防止
 - ・ 児童対象性暴力等が行われた場合の利用乳幼児の適切な保護
- 講じなければならない措置
 - ・ 犯罪事実確認の実施
 - ・ その他、児童対象性暴力等を防止・対応するために必要な措置
- 対象となる従事者（児童等対象業務従事者）
 - ・ 利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、「支配性」「継続性」「閉鎖性」のある環境下で乳幼児に接する者

※「児童対象性暴力等」とは、具体的には、子どもに対して行われる、次のような行為が該当します。

- ・ 児童等との性交等
- ・ わいせつな行為
- ・ 児童買春やポルノに関わる行為、性的姿態の撮影
- ・ 衣服の上からや直接の身体接触、盗撮など
- ・ 性的羞恥心を害する言動であって、児童等の心身に有害な影響を与えるもの

【施行期日】

令和8年12月25日

議案第 5 5 号 大台町集落生活改善センター条例の一部改正について

【改正理由】

大台町公共施設個別施設計画に基づき自治会へ譲与等を行う集落生活改善センター（地区集会所）の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 対象施設
天ヶ瀬集会所
- 廃止理由
地元自治会へ譲与予定

【施行期日】

令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 56 号 令和 8 年度大台町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 57 号 令和 8 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 58 号 令和 8 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 59 号 令和 8 年度大台町一般会計補正予算（第 6 号）

別冊「令和 8 年度補正予算説明資料（第 3 回定例会）」をご参照ください。